

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

本省令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行（公布から 6 月以内）に当たって必要となる改正事項を措置するものである。

2. 概要

（1）マンション管理適正化支援法人の登録制度の創設に伴う規定の整備

（本則第 1 条関係）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「管理法」という。）において、標記登録制度を創設したことに伴い、支援法人の登録の申請方法等の省令に委任している事項等について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号。以下「管理法施行規則」という。）において規定を新設する。

（2）条移動等に伴う規定の整理（本則第 1 条・第 2 条関係）

（1）関係の条の新設により、管理法及び管理法施行規則において条移動が発生することに伴い、管理法施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）において条移動等に伴う規定の整理を行う。

（3）施行期日（附則第 1 条関係）

本省令は、改正法による省令委任事項の新設等によるものであることから、施行日は改正法の関係規定の施行日（令和 7 年 11 月 28 日）と合わせる。

（4）経過措置（附則第 2 条関係）

今般、様式の改正を行うこととしているが、本省令の公布から施行までの日数を考慮すると、全ての様式作成者において、施行までに新しい様式を用意できない可能性があるため、当分の間、現在ある用紙を取り繕って使用できることとする。

3. スケジュール

公 布：令和 7 年 10 月 1 日（水）

施 行：令和 7 年 11 月 28 日（金）